

# 日本語プロフィシエンシー研究学会会則

(2023年8月9日改訂版)

(本会の名称)

## 第1条

本会は日本語プロフィシエンシー研究学会 (Japanese Association of Language Proficiency) と称する。

(本会の目的)

## 第2条

本会は日本語のプロフィシエンシーに関わる研究と開発を目指す。主に、日本語の全技能のプロフィシエンシーに関わる研究、OPI技術の維持、向上、普及、ならびに関連領域の理解と実践を目指し、さらに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活動範囲)

## 第3条

本会は上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

### (1) 年次大会の開催

年1回年次大会を開催する。

### (2) 広報活動の実施

年次大会実施、学会誌刊行など学会事業の実施に際しては、事前告知、実施後の報告などの広報を行う。

### (3) 学会誌の発行

学会誌の発行規定については別に定める。

### (4) その他本学会の目的を達成するために適当と思われる事業

#### 1) 各種プロジェクトや調査研究活動等の実施

必要に応じて企画・運営を行う。その際は、その都度、総会等で提案し、会員全体から参加者を募る。活動方針については、チームメンバーに一任する。年次大会等において、現状報告を行う。成果は本会主催の年次大会、学会誌などで発表することができる。

#### 2) 国際大会やシンポジウム等の実施

年次大会と兼ね、または別に、本会の目的を果たすための一環として、また、国内外における実践者、研究者等との交流促進を目指して、国際大会やシンポジウム等を企画、開催する。

(構成員)

## 第4条

本会は次の会員で構成する。

### (1) 正会員

本学会の趣旨・目的を理解し、その活動に関心を持つ者で、入会を申し込み（会費を納入し）、運営委員会の承認を得た者とする。

### (2) 名誉会員

会において功労のあった正会員から、運営委員会が発議し総会で承認を得た者とする。名誉会員の待遇については別に定める。

(会費)

## 第5条

会員は、会費を納入するものとする。会費の額は、運営委員会が提案して総会において審議決定する。

2 会費は3千円とし、原則として銀行振込にて納入する。

3 必要に応じて、運営委員会の発議、総会での承認により、臨時会費を徴収することができる。

(入会、退会、除籍)

## 第6条

会員は、所定の入会手続きを行い、当該年度の会費を納入したものとする。本会を退会する場合は、事務局に

申し出なければならない。会費を1年納入しない者は、特別の事由がある場合を除き、会員資格を喪失する。

(役員)

#### 第7条

本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 事務局員 5-10名程度
  - (4) 運営委員 10-15名程度
- 2 会長は、運営委員の互選により選出され、会務を総括し、本会を代表する。
  - 3 副会長は、会長の指名で選出され、会長の会務を補佐するとともに、状況に応じて、会長の代理を務める。
  - 4 事務局員の構成は第11条に定める。事務局員は、会の事務を総括するとともに、年次大会等の企画・運営、開催に関する事務についても総括する。
  - 5 事務局員、運営委員は、会長が推薦し、運営委員会の承認を得た者とする。または、運営委員の選出については会員の中から自薦・他薦により候補者を募り、運営委員会で審議し総会において承認する。運営委員は、会長、副会長、事務局員を補佐しながら、会の事業の充実に向けて、その企画、運営や、運営のための事務業務の一部を分担する。
  - 6 その他、学会運営に必要な職務がある場合は、会長が推薦し、運営委員会の承認を得た人材を、非常勤役員として置くことができる。非常勤役員の任期は原則的に当該年度限りとする。

(役員任期)

#### 第8条

役員任期は2年とする。同一の職務への再任は2期を上限とする。任期開始日時は年次大会翌月1日、もしくは、運営委員会が定めた日時を起点とする。任期途中で役員が欠員になった場合、その都度、運営委員会でその処置を議する。

(総会、運営委員会、執行部会、大会実行委員会)

#### 第9条

本会に総会、運営委員会、及び執行部会をおく。

- 2 総会は、正会員、名誉会員をもって組織し、本会の最高議決機関として本会の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は年1回運営委員会が定めた日時に開催する。また臨時総会は運営委員会が必要と認める場合、随時開催する。
- 3 総会は会員の過半数で成立する。ただし、委任状を含む。総会前日までに委任状を返送しない場合は議事に関する一切を議長に一任したものとみなす。また、総会の議決は出席会員の多数決とする。
- 4 電子的手段での投票による議決も総会に準ずる。その際の議決方法については別に定める。
- 5 運営委員会は、役員をもって組織する。また、運営委員会は、第3条に定める事業の執行並びにそれに伴う収支予算及び決算に責任を負う。
- 6 執行部会は、会長、副会長及び事務局長をもって組織し、運営委員会の委嘱をうけて本会の通常の業務を執行する。
- 7 運営委員会、執行部会には必要に応じ、構成員以外の者の出席を認めることができる。
- 8 年次大会の運営は大会実行委員会が担当する。大会実行委員会は、事業委員会の主導によって編成され、運営委員会の承認を持って結成され、当該年次大会の終了をもって解散する。

(委員会)

#### 第10条

本会の事業や活動遂行のため、次の常設委員会をおく。

- (1) 学会誌編集委員会
  - (2) 事業委員会
- 2 その他、必要に応じて委員会を設置することができる。
  - 3 委員会の委員長は、運営委員の中から、会長がこれを委嘱する。

4 必要に応じて、副委員長及び委員を定めることができる。

(事務局)

第 11 条

本会の事務局は国際交流基金関西国際センターにおく。

2 事務局は以下の事務局員によって構成される。

- (1) 事務局長 1 名
- (2) 副事務局長 1 名
- (3) 会計 数名
- (4) 広報 数名
- (5) 庶務 数名

(会計)

第 12 条

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。各会計年度の決算は、会員に報告し、かつ翌年度の総会で承認を得なければならない。決算は、会計監査によって監査されなければならない。

(会則の変更)

第 13 条

本会則は、運営委員会における決議により変更することができる。ただし、総会の決議承認を必要とする。

(協定研究会)

第 14 条

本会と目的を同じくし協定関係を結ぶことの必要性を会長が認め、運営委員会における決議により同意を得た研究会を協定研究会とする。

- ・付則 1 この会則は、日本語プロフィシエンシー研究学会の設立に際して、2017 年（平成 29 年）10 月 1 日から発効する。
- ・付則 2 2018 年（平成 30 年）6 月 30 日、一部改正
- ・付則 3 2019 年（令和 1 年）6 月 22 日、一部改正
- ・付則 4 2022 年（令和 4 年）6 月 25 日、一部改正
- ・付則 5 2023 年（令和 5 年）3 月 26 日、一部改正
- ・付則 6 2023 年（令和 5 年）8 月 9 日、一部改正